

**2026年度「二国間クレジット制度(JCM)等を活用した低炭素技術普及促進事業
／低炭素技術による市場創出促進事業(実証設計)」公募に関するQ&A集(2026年5月21日版)**

No.	質問事項	回答
1	対象国はJCMパートナー国だけとありますが、その他の国の場合は応募できませんか。	今回の公募では提案を受け付けておりません。
2	複数国での実施を想定した提案は可能ですか。	JCMは二国間事業であり、国が異なれば別個の事業となることから、複数国で同時に事業を実施するという提案は認めておりません。
3	定量化フォローアップ事業は実施せず、実証事業までの委託事業の提案は可能でしょうか。	実証設計、実証事業及び定量化フォローアップ事業をセットで実施することが必須となります。
4	実証設計で初めて調査する事業は本公募の対象となりますか。	本公募は実証事業を行う前提で実施する実証設計の募集です。実証設計は実現可能性調査ではなく、相手国企業の協力体制を含めて、実現可能であることが確認済みの実証事業の準備段階として位置づけられる調査です。提案時点で既に実現可能性調査を実施済みであり、一定程度の実現可能性をもって具体的な計画が作成されている必要があります。(別添5リスク管理シート及び別添6経済性評価関連資料にも具体的な情報をご記入いただく必要があります)
5	応募要件に「当該技術・システムの実証事業に関する実現可能性調査が完了していること。」とありますが、どの程度の内容が求められますか。	実現可能性調査は、基本的に経済産業省が実施しているJCM実現可能性調査を想定しておりますが、その他の公的支援事業による調査や自社による調査等による実施を排除するものではありません。公募要領P.9-10に記載のとおり、提出書類の一部として、実現可能性調査報告書が必要です。様式は不問ですが、その内容の網羅性や熟度も採択審査において評価されます。
6	あらかじめ実証サイトが決まっていることが必要ですか。本公募への応募に当たり、相手国企業等との間で、具体的にどの程度協力体制が構築されていることが必要ですか。	案件内容にもよりますが、実証設計期間中に相手国企業との間で実証事業実施に係るPAの内容に合意することが必要なため、実証サイトは、提案時にあらかじめ相手国企業との間で合意できていることが望まれます。実証設計終了の段階で実証事業の詳細な役割分担及び費用負担を合意するため、提案時には、相手国企業等と実証事業の全体計画について大枠で合意されていることが望まれます。
7	公募対象として技術課題が必要ですか。	相手国において提案者が有する日本の低炭素技術・システムを普及させるための技術課題があることが本実証事業の要件です。当該国に単に設備を導入することのみを目的とする事業は対象となりません。
8	国内で実績のある技術のみが対象となりますか。	国内で導入実績があることは必須ではありませんが、普及が期待できる程度の水準に達していることが必要です。また、国内での導入実績はないが、海外実証の結果、日本にも導入しうるポテンシャルを有する技術である場合は、詳細を記載ください。なお、全く導入実績のない技術については、当該技術の導入効果・優位性等に係る詳細な説明が必要であることをご留意ください。
9	NEDOで既に採択されている国内実証事業に参画している企業と協力して、今回の公募に提案することはできますか。	可能です。ただし、当該事業と提案内容に重複があると判断される場合は採択できませんので、ご留意ください。
10	国内での実証事業は可能ですか。	国内での実証事業は対象外です。本実証事業は、JCMクレジットの獲得、並びに日本の低炭素技術を相手国で普及させるために、相手国での技術課題を解決するとともに当該国やその周辺国での普及に資することを目的としておりますので、国内での実証事業は想定しておりません。ただし、No.8にもあるように、海外実証の結果、提案技術がその優位性および競争力から日本にも適用しうるポテンシャルを有する場合はその詳細を提案書に記載ください。
11	対象国、対象分野によって、採択・不採択の結果が決まりますか。	応募案件の採否は、審査基準の各項目の審査内容に基づき総合的に判断されます。対象国・対象分野のみで採否が判断されることはありません。
12	対象国別、対象分野別など、採択件数の枠はありますか。	対象国別、対象分野別に枠は設けていません。今回の公募では、事業予算の状況に応じて、採択基準を満たした案件を採択する予定です。
13	実証設計、実証事業、定量化フォローアップ事業のそれぞれの予算規模を超えることはできますか。	NEDOは公募要領に記載しているそれぞれの実施規模を超える費用を負担することはできません。実施規模を超える分は委託事業者の負担として、提案することは可能です。ただし、NEDO委託事業の予算規模の範囲内で実施する内容が、当該実証事業の中核をなしていることが条件となります。
14	実証事業段階で新たに事業者等を体制に加えることは可能ですか。	実証事業の実施体制は、実証設計の提案時に提示されたものが原則です。提案内容の主たる部分について、途中で新たな委託事業者を加えることは基本的に認められません。実証事業段階で新たに事業者等を体制に追加することを提案時点で想定している場合は、その旨を実証設計の提案書に明記してください。
15	共同提案は認められますか。	公募要領に記載の通り、共同提案は認めます。その場合は必ず提案事業の責任者となる幹事法人を定め、各企業等間の責任と役割を明確にしてください。また、実証事業の技術課題の克服を担う企業等を必ず共同提案先に含めるようにしてください。
16	公募要領に、共同提案の場合は幹事法人を決めなければならないと記載がありますが、幹事法人とそれ以外の共同提案者の具体的な業務内容の違いはどのようなものですか。	幹事法人は、委託事業全体のマネジメント、成果管理・責任等を担っていただくとともに、委託先の代表としてNEDOからの連絡窓口や提案書、契約書及び報告書等の取りまとめ・提出等を担っていただきます。
17	「再委託」と「外注」との違いは何ですか。	再委託とは、委託業務の一部を更に第三者に行わせるもので、専門的知見等を有する者に対し業務を委任することにより、業務遂行の効果を高めることができるものをいいます。外注は、請負業務のように、仕様書に基づく結果のみを要求するものです。再委託は原則不可ですので、専門的知見等が必要な場合は共同提案者としてください。
18	外国企業との共同提案や外国企業への外注は可能ですか。	公募要領P.6の応募要件にあるとおり、一定の要件を満たす場合には、日本法人とその海外現地法人との連名による提案も可能です。
19	具体的な温室効果ガス排出削減量の目安、最低限の基準はありますか。	公募要領P.5に記載のとおり、温室効果ガス排出削減効果の最低基準を設定しています。当該数値が提案書上で超えていない場合は、「対象とする技術・システム」の要件を満たしませんので、基準を満たす内容をご検討の上、提案してください。
20	実証事業の温室効果ガス排出削減量のJCM方法論は、どのような方針で作成すればよいですか。	当該JCMパートナー国のJCMガイドライン等に基づき作成してください。
21	JCMのプロジェクトサイクルにおいて委託事業者の実施項目は何になりますか。	委託事業者は、JCMプロジェクトの「プロジェクト参加者」として、(PIN提出手続きが正式に導入されている対象国については)PINの作成・提出と合同委員会によるPIN異議無しの確認、JCM方法論案の提出と合同委員会による承認取得、Project Design Document (PDD)の作成と合同委員会による登録、第三者機関による検証、クレジット発行申請、各JCMのプロジェクトサイクルに係る必要な手続き(相手国企業やJCM事務局等との協議や協力支援を含む)を行います。

No.	質問事項	回答
22	JCM手続きについて、PINの提出はどのタイミングで開始すればよいですか(実証設計の期間中か、または実証事業開始後か)。	PIN提出手続きについては、現在日本政府が、各パートナー国との間で順次、JCMのプロジェクトサイクルへの正式導入を進めています。PIN提出手続きが正式に導入されていない国については、実証設計の段階で必ずしも着手いただく必要はありませんが、正式導入に備えて準備を進めておく必要があります。一方、PIN提出手続きが正式に導入されている国については、公募要領p.15の事業化評価の審査基準にあるとおり、事業化評価実施時まで少なくとも日本と相手国の合同委員会にPINが提出されている必要があるため、実証設計の段階から着手いただく必要があります。
23	PA締結のタイミングはいつですか。	実証設計の期間中にPADラフトについて、締結候補の相手国企業から事前の合意を取り付け、事業化評価委員会にて実証事業への移行が認められた後に正式に締結をしていただきます。
24	一定の期間内にPAが締結出来ない場合はペナルティが課せられますか。	ペナルティは特には設けてはませんが、事業化評価実施後、一定時間を経過してもPAが締結できない場合、再度事業化評価を行う等の見直しが必要となる場合があります(仕様書P.7参照のこと)。
25	温室効果ガス排出削減効果基準が要件とされていますが、実現できなかった場合にペナルティ等があるのでしょうか。	実現できなかった場合のペナルティ等は特段ありませんが、実証設計から実証事業に移行する際の事業化評価において、温室効果ガス排出削減効果基準を満たさないと判断される場合、実証事業に移行できない可能性があります。
26	実証事業終了後の普及展開期間における温室効果ガス排出削減効果は、どのように算定すればよいのでしょうか。	提案技術・システムの当該国・周辺国等への普及件数や当該設備の耐用年数等に基づき見込み値を算定してください。なお、実証事業終了後の普及展開期間のいずれかの時点で年間10,000t-CO2以上の排出削減効果が見込まれる案件であることが、提案の要件の1つとなります。
27	実証事業終了後、実証事業で取得した資産を相手国に無償譲渡することはできますか。	実証事業の委託期間終了後は、実証事業委託契約約款に基づき、原則としてNEDOから委託事業者には有償譲渡されます。定量化フォローアップ後ではない旨、ご注意ください。無償譲渡は、有償譲渡には適さないとNEDOが判断し、且つ、公募要領P.22-23に記載しているNEDO業務方法書第40条第3項第二号の条件を満たす場合に限定されます。JCM実証事業の場合、資産譲渡後の定量化フォローアップ事業では、実証フェーズではなく当該技術・システムを本格的に稼働するフェーズとして事業が継続されることを想定しています。そのため、業務方法書 第40条第3項第二号にある、「機構の事業に関連する研究開発、実証又は調査を行う」ケースは基本的に本事業には当てはまらないため、原則として有償譲渡をご検討ください。
28	導入した設備の耐用年数・減価償却期間はどのように決まりますか。	公募資料および委託事業事務処理マニュアルの法定耐用年数は、原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年大蔵省令第十五号)」別表第六に拠ります。基本的には、NEDO事業としての目的より研究開発資産としての資産登録になります。実証事業期間中はNEDO資産になりますので、事業者が耐用年数等を設定することはできません。
29	工事費や設置費用は減価償却の対象になりますか。	設備を事業目的に供するために必要な設置工事費等は取得価格に含まれ、減価償却の対象となります。詳細は委託業務事務処理マニュアルの「4-1-4 取得価額(資産登録時)」をご参照ください。
30	定量化フォローアップ事業で何を実施することが求められていますか。	NEDOとしては実証事業で導入した低炭素技術・システムの設備を、実証事業終了後も継続して活用し、温室効果ガス削減効果を可能な限り維持していただきたいと考えています。実証事業終了後、我が国の貢献により着実な温室効果ガス排出削減効果と十分なクレジット発行が見込まれる案件は、温室効果ガス排出削減効果の定量化とJCM手続き実施によるJCMクレジット獲得の拡大を継続することが求められます。なお、本事業における実証設備・システムの操業費用はNEDOは負担しませんので、委託事業者か相手国のいずれかが負担する前提です。その前提を考慮したうえでご提案ください。また、定量化フォローアップ事業では、並行して、その成果の普及に係る活動も委託事業として支援します。詳細は仕様書をご参照ください。
31	実証事業の成果として発生するJCMクレジットの配分について何か行う必要がありますか。	両国の貢献割合等に応じたJCMクレジットの配分案について相手国企業等と協議のうえ合意・提案していただく必要がありますが、実際のJCMクレジット配分の割合は日本政府と相手国政府から成る合同委員会で協議・決定されます。なお、公募要領P.23 留意事項(8)に記載のとおり、政府動向に応じた対応を求められますので、ご協力をお願いします。
32	提案書としてページ数の制限はありますか。	特にページ数の制限等は設けていません。適切な分量にて、簡潔に分かりやすく記載いただくことが重要です。
33	事業報告書、財務諸表の提出内容について教示いただけますか。	直近の事業報告書、直近3年分の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費明細書)を提出してください。共同提案の場合、提案者ごとに提出が必要です。当該書類はまとめて1つのPDFにして、所定の応募サイトにアップロードしてください。
34	会社案内は、どのような書類を提出すればよいですか。	会社案内は、会社経歴、事業部・研究所等の組織等に関する説明書で、例えば会社の沿革等が判るパンフレット等で結構です。共同提案の場合には提案者ごとに会社案内が必要です。当該書類はまとめて1つのPDFにして、所定の応募サイトにアップロードしてください。
35	実証事業や定量化フォローアップ事業の期間が延長されることはありますか。	延長の可否は個別審査となります。海外での事業特有の事情により実証事業期間が延長された過去事例があります。
36	採択後、委託契約の手続きもweb上で行うのですか。	「プロジェクトマネジメントシステム」を利用することになります。詳細は「委託業務事務処理マニュアル」詳細版P.7以降をご参照ください。 https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual_jimushori_2026.html

<関連の参照先資料>

・委託事業、経理処理等に係る全般的なお問い合わせは、以下URLをご参照ください。

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

・委託業務事務処理マニュアル

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual_jimushori_2025.html